

家庭にやさしい企業支援のための助成金のご案内

◎ えひめ子育て応援企業認証取得企業は、助成金が通常の5割増となります。

助成金の詳細は、県庁労政雇用課又は各地方局商工観光室へお問い合わせください。
交付要綱等は、以下のホームページでご覧になれます。

URL <http://www.pref.ehime.jp/h30500/jyoseikin/20jyoseikin.html>

男性の育児休業取得促進助成金

子を養育する労働者を対象に、就業規則への定め又は労働協約の締結により「育児休業制度」を設け、要件を満たした民間事業主に交付します。

交付対象となる主な要件	交付額
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局への届出を行った後、 男性従業員の1週間以上* の育児休業制度利用があったこと。 ※5日間の利用でも交付対象となる場合があります。	2週間未満 10万円 2週間以上4週間未満 15万円 4週間以上 20万円 ※えひめ子育て応援企業は5割増 (1事業主1回限り)

育児・介護短時間勤務制度等導入助成金

子を養育又は家族を介護する労働者を対象に、就業規則への定め又は労働協約の締結により次の制度を設け、要件を満たした民間事業主に交付します。

交付対象となる主な要件	交付額
3歳以上の子を持つ従業員を対象に、育児休業制度又は育児短時間勤務制度等を導入し、 利用があったこと。	10万円 ※えひめ子育て応援企業は5割増 (1事業主1回限り)
家族を介護する従業員を対象に、通算して6か月の範囲又はそれ以上の期間における介護休業制度、通算して6か月を超える介護短時間勤務制度等*、出産・育児に伴い離職した女性の再雇用制度を導入し、 利用があったこと。	

※ 短時間勤務制度等には、次の制度を含みます。

「フレックスタイム制」、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」、「所定外労働の免除」、「在宅勤務制度」

お問い合わせ

名称	所在地	電話・FAX
県庁 労政雇用課	〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2	TEL 089-912-2502(係直通) FAX 089-912-2508
東予地方局 商工観光室	〒793-0042 西条市喜多川796-1	TEL 0897-56-1300(代表) FAX 0897-56-1308
中予地方局 商工観光室	〒790-8502 松山市北持田町132	TEL 089-909-8760 FAX 089-909-8394
南予地方局 商工観光室	〒798-8511 宇和島市天神町7-1	TEL 0895-22-5211(内線312) FAX 0895-22-2512